

第5章 プランの推進

1 連携と協働による推進

(1) 関係行政機関との連携

男女共同参画に関する国・県からの正確な情報を収集するとともに、他市町と連携し、積極的な情報交換に努め、各施策を総合的に推進していきます。

(2) 市民・事業者・各種団体との協働

市民・事業者・各種団体において男女共同参画に関する取組が進むよう、情報提供・研修機会の提供等を行い、男女共同参画の推進に協働で取り組みます。

2 庁内における推進体制の充実

(1) 大村市男女共同参画懇話会

学識経験者、関係団体等の代表及び公募市民から構成される「大村市男女共同参画懇話会」において、プランの着実な推進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図っていきます。

(2) 男女共同参画庁内推進会議

市の関係部長等で構成される「大村市男女共同参画庁内推進会議」において、男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の検討及び推進を行うとともに、関係部局及び関係行政機関との連携を充実させます。

(3) 男女共同参画庁内推進会議幹事会

「大村市男女共同参画庁内推進会議」に課長級職員で構成される幹事会をおき、男女共同参画社会の形成に関する施策の検討及び推進を行うとともに、関係課との連携を充実させます。

(4) 各課庁内推進員

積極的な施策事業の展開を図るため、庁内の各部署に推進員を置き、全庁的な推進体制の強化を図ります。また、推進員に対し、男女共同参画の視点を養い、市の施策に活かすことを目的とした研修を行います。

(5) おおむら男女共同参画推進事業実行委員会

大村市男女共同参画推進センター利用団体や一般市民で構成する「おおむら男女共同参画推進事業実行委員会」を主体として、男女共同参画に関する講演会等の啓発事業に取り組みます。

(6) 大村市男女共同参画推進センター

「大村市男女共同参画推進センター（ハートパル）」は、男女共同参画社会を目指して、意識啓発や人材育成、学習機会の提供、相談事業、情報提供事業等の諸事業を実施するとともに、団体、グループ、地域との連携・協働を推進し、市民の自発的な活動を積極的に支援します。

3 プランの進行管理

(1) 進捗状況の管理

毎年度具体的な施策の実施状況をとりとまとめて、その進捗状況を把握し、計画期間内における目標達成に向けた事業展開を図り、着実な進行管理を行います。

(2) 市民への情報公開（広報・ホームページでの公表）

各事業等の実施状況について「進捗状況報告書」を作成し、ホームページ等を通じて公表します。

